

法を講ずべきである

五、労働組合戦線統一を期す

我が國労働組合の統一戦線樹立は、幾度か企てられ、現に全國労働組合會議組織の運動が繼續されてゐるが、事實上不可能に近い形勢である。それに拘らず我等は必ず統一戦線の確立を信するものである。しかしながら名称及形態を労働組合と称するも、その眞實的目的が労働組合に謀むして他の目的のために一時的に形成してゐるものとは共同は不可能である。故に於て我等の熱望として之が可能を信する統一戦線は、労働組合の眞目的を目的とせる労働組合の統一戦線である。

かかる組合に於ては、その傾向に於て左、右の差異あるとも組合主義の方場に於て協力し得るものである。故に組合戦線統一のためには飽くも努力せんとするものである。

政治行動上點に關する件

一、労働組合の形態による政治闘争の限界

労働組合によつてなされる政治闘争は經濟闘争、經濟闘争の發展の結果として生ずる。—組合の立場からなされる政治闘争である。故に全面的政治闘争をなす無産政党との協力なしには政治闘争の完全を期し得ないが、無産大衆を對象とする無産政党と労働組合の政治闘争との併勢の限界を明確にすることによつて闘争戦術は鮮明にされ果敢有効なる政治行動は展開されるのである。

二、組合と党は截然區別すべきである

我國無産政黨の發展過程より之れを見る時、組合と党との混同も亦不得止る現象と見ることが出来るが、今や兩者は明確に區別されなければならぬ。即ち労働組合は労働者の利害を代表する經濟行動の機關であり、無産政黨は全無産民衆の政治行動の機關である。勿論、兩者は無產階級の根本的解放のために相協力すべきは言ふまでもないが、その任務・組織は明瞭に區別すべきである。